

議案第 71 号

桐生市市営住宅条例の一部を改正する条例案

桐生市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 11 月 30 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

## 桐生市市営住宅条例の一部を改正する条例

桐生市市営住宅条例(平成 17 年桐生市条例第 58 号)の一部を次のように改正する。  
目次中

「第 3 章 改良住宅等の管理(第 42 条―第 48 条)

第 4 章 法第 45 条第 1 項に基づく社会福祉事業等への活用(第 49 条―第 55 条)」

を

「第 3 章 改良住宅等の管理(第 42 条―第 47 条)

第 4 章 定住促進住宅の管理(第 48 条)

第 5 章 法第 45 条第 1 項に基づく社会福祉事業等への活用(第 49 条―第 55 条)」に、「第 5 章」を「第 6 章」に、「第 6 章」を「第 7 章」に、「第 7 章」を「第 8 章」に改める。

第 38 条及び第 39 条中「令第 11 条」を「令第 12 条」に改める。

第 7 章を第 8 章とし、第 4 章から第 6 章までを 1 章ずつ繰り下げる。

第 48 条の前に次の章名を付する。

第 4 章 定住促進住宅の管理

別表を次のように改める。

別表(第 3 条関係)

区分	名称	位置
公営住宅法に基づく市営住宅	岡城団地	桐生市本町二丁目
	本町三丁目団地	桐生市本町三丁目
	本町六丁目団地	桐生市本町六丁目
	織姫団地	桐生市錦町三丁目
	錦町三丁目団地	桐生市錦町三丁目
	浜松町一丁目団地	桐生市浜松町一丁目
	新川団地	桐生市浜松町二丁目
	浜松町団地	桐生市浜松町二丁目
	仲町三丁目団地	桐生市仲町三丁目
	東三丁目団地	桐生市東三丁目
	東堤町 A 団地	桐生市堤町一丁目
	東堤町 B 団地	桐生市堤町一丁目
	西堤町団地	桐生市堤町三丁目
	元宿町 B 団地	桐生市元宿町
	元宿町 C 団地	桐生市元宿町
	宮本町団地	桐生市宮本町三丁目

	天神町 A 団地	桐生市天神町三丁目
	天神町 B 団地	桐生市天神町三丁目
	三ツ堀団地	桐生市境野町三丁目
	松宮団地	桐生市境野町五丁目
	広沢町一丁目団地	桐生市広沢町一丁目
	広沢町二丁目団地	桐生市広沢町二丁目
	下住宅団地	桐生市広沢町四丁目
	広沢町四丁目団地	桐生市広沢町四丁目
	広沢町五丁目団地	桐生市広沢町五丁目
	広沢町六丁目団地	桐生市広沢町六丁目
	梅林団地	桐生市広沢町間ノ島
	間ノ島団地	桐生市広沢町間ノ島
	梅田町一丁目団地	桐生市梅田町一丁目
	二本松団地	桐生市相生町三丁目
	渡良瀬団地	桐生市相生町三丁目
	相生町五丁目団地	桐生市相生町五丁目
	川内町一丁目 B 団地	桐生市川内町一丁目
	川内町三丁目 B 団地	桐生市川内町三丁目
	川内町五丁目団地	桐生市川内町五丁目
	菱町黒川団地	桐生市菱町四丁目
	上菱団地	桐生市菱町五丁目
	相生町一丁目団地	桐生市相生町一丁目
	足仲団地	桐生市相生町一丁目
	本宿団地	桐生市黒保根町宿廻
	上野団地	桐生市黒保根町水沼
	柏山団地	桐生市黒保根町下田沢
改良住宅	東一丁目団地	桐生市東一丁目
特定賃貸住宅	特定賃貸住宅	桐生市天神町三丁目
再開発住宅	駅南ハイツ	桐生市巴町二丁目
買取特定公共賃貸住宅	梅田ハイツ	桐生市梅田町一丁目
従前居住者用住宅	新宿ハイツ	桐生市新宿一丁目
定住促進住宅	前田原定住促進住宅	桐生市黒保根町下田沢
	柏山定住促進住宅	桐生市黒保根町下田沢
	水沼定住促進住宅	桐生市黒保根町水沼

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議 案 説 明

### 議案第 71 号 桐生市市営住宅条例の一部を改正する条例案

水沼団地を廃止し、新たに水沼定住促進住宅を設置するため、所要の改正を行おうとするものです。